

9 建築物に係る環境への負荷の低減

(第91条 第97条)

< 主旨 >

建築物の新築等に起因する環境への負荷の低減を図るため、建築物の設計時より省エネルギー、省資源 再利用などの地球温暖化防止に資する自主的な取り組みを求めます。

< 内容 >

(1) 建築物環境配慮指針の策定

市長は、建築物に係る地球温暖化の防止その他の環境への負荷の低減に係る措置について配慮すべき事項についての指針（建築物環境配慮指針」といいます。）を定め、公表します。

(2) 建築物環境計画書の作成・届出

床面積（増築の場合は増築部分）の合計が2000m²を超える建築物（特定建築物」といいます。）の新築又は増築をしようとする者（特定建築主」といいます。）は、特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書（建築物環境計画書」といいます。）を作成し、工事着手予定日の21日前までに市長に届け出なければなりません。

また、市長は、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置が、建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、必要な指導及び助言を行うことができます。

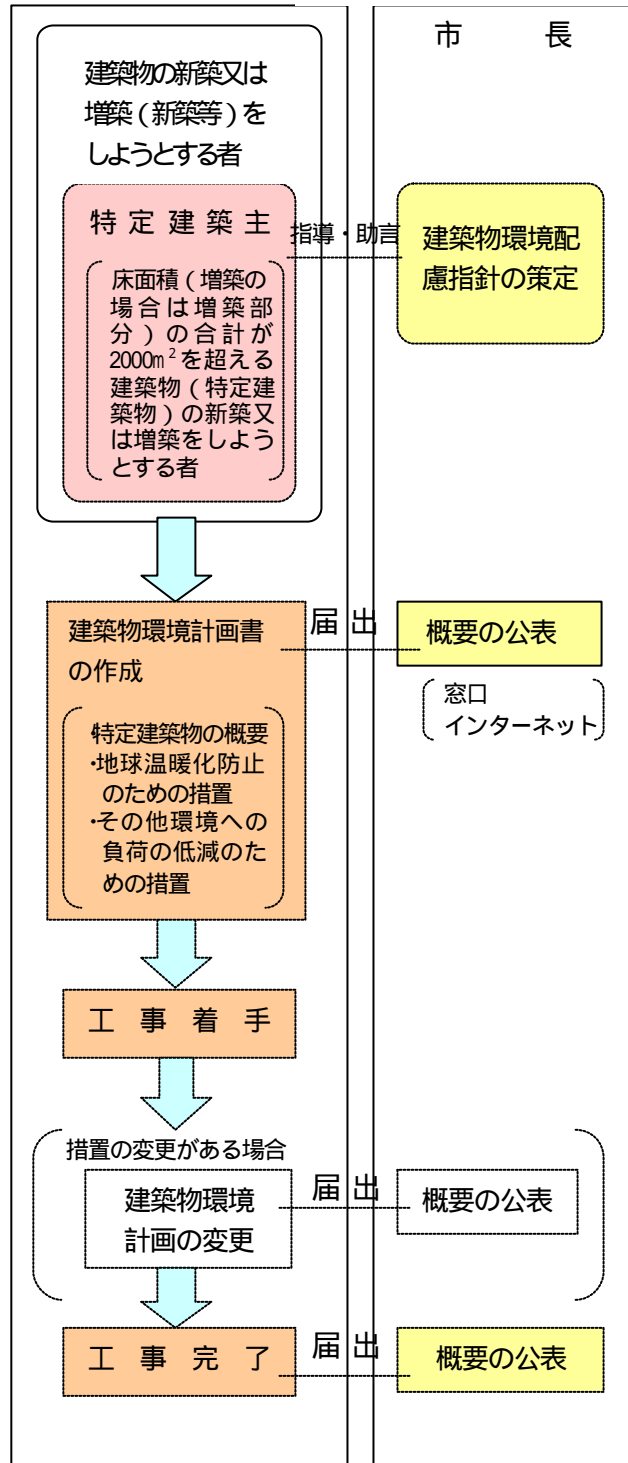
(3) 建築物環境計画書の変更

特定建築主は、建築物環境計画書の主要事項を変更しようとするときは、市長に届け出なければなりません。

工事が完了したときは、その日から15日以内に市長に届け出なければなりません。

(4) 概要の公表

市長は、建築物環境計画書、変更届及び完了届の概要を窓口やインターネットで公表します。



< 施行期日 >

平成 16年 4月 1日から施行します。